平成２９年（フ）第４１４号
愛知県岡崎市元欠町１丁目28番地　ともしびビル　302
債務者　尾藤　佳美
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
北海道留萌市春日町１丁目42番地　市住45―97
債務者　小林　明奈
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第８８号
山形県米沢市大字下新田200番地の２
債務者　石川　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第９３号
山形県米沢市吾妻町６番22号、前住所山形県米沢市通町２丁目３番25号
債務者　高嶋　恭子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第９６号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1000番地１
債務者　齋藤　　彰
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１０１号
山形県長井市川原沢986番地の３
債務者　蒲生　護幸
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２０５号
群馬県高崎市中泉町654番地５　ニューパレス横山２―201号
債務者　古谷　健次
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２３１号
群馬県高崎市山名町1600番地　市住16棟1612号
債務者　石川　浩右
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４５８号
さいたま市浦和区北浦和２丁目13番５号
債務者　阿部　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６５号
埼玉県川口市戸塚東１丁目９番18号　メゾン新井202
債務者　小島　隆三
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６５号
さいたま市南区内谷４丁目12番19号　ラ・ファミーユ205号室
債務者　有馬　圭司
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８３号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地３―101
債務者　市毛　健一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１４号
埼玉県戸田市大字新曽310番地　ピアセレナＡ―201号室
債務者　鈴木　智美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１７号
埼玉県川口市西青木１丁目８番19号　プティメゾン西青木301号
債務者　前薗　明美
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７７号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目８番12号　サニーハイツ101
債務者　森永　誠史
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８２３号
札幌市豊平区西岡４条10丁目16番２号
債務者　平田　真教
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００７号
札幌市白石区本通９丁目南８番33号　エンドレス本通105号
債務者　子出藤淳一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部